

豊中の未来を描こう！！

発行 2022 年 2 月

かんばんこういちろう

神原宏一郎の つながり通信

～生活・社会そして人・・・すべては政治とつながっている～

VOL. 184

結局のところ、
手洗い、消毒、
マスクの着用の
徹底が最善ですね。

豊中市議会議員
無所属



関心・期待感・信頼感を抱く政治へ



所得制限の是非を問う！！



私は以前から、児童手当制度など子どもに関する制度に所得制限は設けるべきではないとの考えを持ってきました。皆さんは所得制限についてどのようにお考えでしょうか？

①児童手当は何のためにあるのか？

児童手当の目的は、児童の健全な育成及び資質の向上に資することとされており、児童手当は養育者の所得に関わらず、全ての子どもを対象に支給されるべきではないでしょうか。

②少子化対策に反しないか？

国の調査では、「児童手当が少子化対策として役立つと思うか」との問いに約75%の人が役立つと回答しています。にもかかわらず、所得制限を設けることは、少子化対策に逆行するものではないでしょうか。

③逆転現象や不公平を生み出していないか？

所得税、住民税などの税金や社会保険料、保育料などは累進課税制度の下で徴収される一方で、児童手当をはじめ、高校無償化などに制限がかかることで、所得制限の境目で可処分所得の逆転現象が生じているのではないのでしょうか。

④制限額切り下げの可能性は無いのか？

今秋から世帯主の年収1200万円以上の世帯の児童手当がゼロになります。国の財政状況を理由に制限額の切り下げや、制限対象が世帯主の年収から夫婦合算の年収に変更される可能性は否定できません。今は恩恵を受けられていても、将来的にも受けられ続けられると断言できるのでしょうか。

子育て世帯臨時特別給付金の所得制限撤廃を！！

～子どもたちを分断や阻害してはいけない～

上述の理由で、昨年末から18歳以下の子どもに対して、1人あたり10万円が支給されている『子育て世帯臨時特別給付金』が、児童手当の所得制限世帯は支給対象外となっていることに対して制限撤廃を市長に対して求めるとともに、議会内でも各会派に働きかけを続けています。豊中市でも約6200世帯、10500人の子どもたちが疎外されています。本来は、**国が所得制限など設けずに、子どもたちへの給付は親の所得に関わらず分け隔てなくすべき**です。しかし、国の制度がおかしいと言うだけで、**本市が何もしなければ、所得制限を黙認することになり、一部の世帯、子どもたちが取り残された状態は何も変わりません。本市も所得制限を撤廃し、「子どもたちを誰一人取り残さないまち」を有言実行すべきです！！**

新型コロナウイルスワクチン接種券の発送スケジュールについて

本市では3月以降、前倒し（接種間隔 65歳以上:6か月、64歳以下:7か月）で追加接種（3回目接種）が可能となるよう、下記の通り、接種券の発送スケジュールが更新されました。接種をご希望の方は、1、2回目を接種した医療機関にご相談頂くか、『とよなかワクチンダイヤル（6151-2511）』にご相談下さい。また、『ワクチン接種予約システム』での予約もご利用頂けます。

2回目を接種した月	接種券の発送時期	発送数	内訳
令和3年6月	令和4年1月12日（発送済）	41,500	65歳以上:35,500 64歳以下:6,000
令和3年7月1日～15日	令和4年1月28日（発送済）	34,500	65歳以上:31,500 64歳以下:3,000
令和3年7月16日～31日 令和3年8月	令和4年2月10日（予定）	101,100	65歳以上:24,100 64歳以下:77,000
令和3年9月	令和4年2月下旬頃	51,000	65歳以上:2,000 64歳以下:49,000
令和3年10月以降	令和4年3月以降	65,000	65歳以上:2,000 64歳以下:63,000

濃厚接触者の判断と発熱時の対応について

- ・感染の可能性がある期間に、同居人や食事を共にしたなど、マスクを着用せずに1m以内、15分以上の会話のあった方が濃厚接触者となり、感染者との最終接触日から7日間（1/28時点）は、自宅待機をして下さい。
- ・発熱等の症状がある方は、まずはかかりつけ医又はお近くの医療機関にご連絡、ご相談下さい。

詳細については、豊中市ホームページ(<https://www.city.toyonaka.osaka.jp>)にてご確認ください。

※濃厚接触者の定義や自宅待機期間は、今後変更される可能性あり

感染拡大防止と保育体制の維持のための提言

新型コロナウイルスオミクロン株の感染拡大が深刻化する中、保育園・こども園や放課後こどもクラブの利用者に対して、家庭保育の協力要請を出す自治体が出てきています。自粛要請を否定するつもりはありませんが、基本的に利用者は利用せざるを得ないから利用しているはずです。一方で、濃厚接触者の急増により保育士や放課後こどもクラブ指導員の自宅待機などで保育体制の確保がより一層厳しくなっていくことが予想されます。そこで、以下の提言をしたいと思います。

『保育料やクラブ利用料を利用しなかった日数に応じて日割りで減額すべし』
(利用者には自粛要請ではなく、減額措置の存在を通知すべし)

◆提言のねらい◆

- ・減額されるなら、頑張って家庭保育しようとするケースが少なからず出てくる。
- ・利用者が抑制されることで、必要な保育体制の維持に繋がる。
- ・結果的に、利用者にとっても、サービス提供者にとっても安心、安全に繋がる。

発行元 前向きひろば ~Positive Square~

〒560-0021 豊中市本町 3-1-20 エルビル 2階

TEL&FAX:06-6854-5664

平日(土・祝日は除く)の10時から17時はスタッフがおります。

young_spiritjp@yahoo.co.jp

<http://positive-square.sakura.ne.jp/>

Facebook 活用しています!!

「つながり日記」毎日HPで更新中!!

※ご希望の方には通信を無料でお届けします。お気軽にご連絡ください。

